

## 鹿 児 島 県 公 報

令 和 6 年 2 月 2 日 ( 金 ) 第 486 号



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日 ( 毎 週 火 , 金 )

## 目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

## 告 示

○保安林の指定	(森づくり推進課取扱い)	1
○保安林の指定の解除予定の通知	(森づくり推進課取扱い)	1
○くろまぐろ(小型魚)に関する知事管理漁獲可能量の変更	(水産振興課取扱い)	2
○公共測量の実施(5件)	(監理課取扱い)	2
○公共測量の終了(2件)	(監理課取扱い)	3
○道路の区域の変更	(道路維持課取扱い)	3
○児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の廃止	(大島支庁取扱い)	4
公 告		
○令和5年度行政書士試験合格者公告	(市町村課取扱い)	4
選 挙 管 理 委 員 会 告 示		
○政治団体の名称等の公表	(選挙管理委員会取扱い)	4

## 告 示

## 鹿 児 島 県 告 示 第 67 号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

令和6年2月2日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

- 1 保安林の所在場所  
日置市東市来町長里字長谷227番1, 字大根城361番1(次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び日置市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## 鹿 児 島 県 告 示 第 68 号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

令和6年2月2日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 解除予定保安林の所在場所  
鹿屋市吾平町上名字山ノ口111番4, 111番5, 112番2, 113番2, 117番2
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 解除の理由  
道路用地とするため

**鹿児島県告示第69号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により、くろまぐろ（小型魚）に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量を次のように変更した。

令和6年2月2日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 管理の対象となる期間  
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 2 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量  
23.7トン
- 3 知事管理漁獲可能量

知事管理区分	配分量
鹿児島県定置漁業（上半期）	5.8トン
鹿児島県定置漁業（下半期）	12.8トン
鹿児島県その他のくろまぐろ（小型魚） 漁業（上半期）	0.2トン
鹿児島県その他のくろまぐろ（小型魚） 漁業（下半期）	4.8トン

**鹿児島県告示第70号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、始良・伊佐地域振興局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和6年2月2日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 作業の種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業の期間 令和5年11月27日から令和6年3月25日まで
- 3 作業の地域 湧水町木場地内

**鹿児島県告示第71号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、大島支庁徳之島事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和6年2月2日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 作業の種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業の期間 令和5年12月12日から令和6年3月18日まで
- 3 作業の地域 天城町兼久地内

**鹿児島県告示第72号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、西之表市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和6年2月2日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 作業の種類 公共測量（基準点測量）

- 2 作業の期間 令和 5 年 12 月 13 日から令和 6 年 3 月 22 日まで
- 3 作業の地域 西之表市古田地内

**鹿児島県告示第 73 号**

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、大島支庁長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和 6 年 2 月 2 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 作業の種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業の期間 令和 6 年 1 月 5 日から同年 3 月 31 日まで
- 3 作業の地域 瀬戸内町勝浦地内

**鹿児島県告示第 74 号**

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、九州農政局喜界島農業水利事業所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和 6 年 2 月 2 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 作業の種類 公共測量（復元測量及び境界測量）
- 2 作業の期間 令和 6 年 1 月 23 日から同年 2 月 29 日まで
- 3 作業の地域 喜界町大字城久及び大朝戸地内

**鹿児島県告示第 75 号**

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、公益財団法人鹿児島県地域振興公社理事長から令和 5 年 9 月 19 日鹿児島県告示第 710 号で告示した公共測量の実施は、令和 5 年 12 月 13 日終了した旨の通知があった。

令和 6 年 2 月 2 日

鹿児島県知事 塩田康一

**鹿児島県告示第 76 号**

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、公益財団法人鹿児島県地域振興公社理事長から令和 5 年 11 月 6 日鹿児島県告示第 806 号で告示した公共測量の実施は、令和 5 年 12 月 13 日終了した旨の通知があった。

令和 6 年 2 月 2 日

鹿児島県知事 塩田康一

**鹿児島県告示第 77 号**

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和 6 年 2 月 2 日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 2 月 2 日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	栗野加治木線	霧島市横川町中ノ字深前田 5535 番 3 地先から同市横川 町中ノ字上向平 5512 番 4 地 先まで	前	36.5～49.1	50.0
			後	18.5～49.1	50.0

## 大島支庁告示第 1 号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定により、指定障害児通所支援事業者から次のとおり指定通所支援の事業の廃止の届出があった。

令和 6 年 2 月 2 日

大島支庁長 新川康枝

事業所		指定障害児通所支援事業者			廃止年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
運動療育で生きる力を育むシエール名瀬教室	奄美市名瀬末広町14番地1安田NMビル101	株式会社IDS E	東京都日野市西平山二丁目11番地の20	田中 健	令和 5 年 9 月 30 日	児童発達支援・放課後等デイサービス

## 公 告

## 令和 5 年度行政書士試験合格者公告

行政書士法（昭和26年法律第4号）第3条の規定により実施した令和5年度行政書士試験の合格者は、次のとおりである。

令和 6 年 2 月 2 日

鹿児島県知事 塩田康一

受験番号	受験番号	受験番号
9110001	9110002	9110004
9110006	9110023	9110025
9110026	9110032	9110044
9110047	9110056	9110071
9110102	9110113	9110115
9110119	9120003	9120006
9120015	9120016	9120030
9120042	9120046	9120047
9120048	9120069	9120071
9120081	9120084	9120086
9120093	9120094	9120102
9120117	9120152	9120176
9120202	9120214	9120278
9120293	9120295	9120335
9120354	9120362	9120387

## 選挙管理委員会告示

## 鹿児島県選挙管理委員会告示第 1 号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による設立の届出があった政治団体、法第7条第1項の規定による異動の届出があった政治団体、法第17条第1項の規定による解散の届出があった政治団体、法第19条第2項の規定による資金管理団体の指定の届出があった政治団体及び同条第3項の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があった政治団体又は資金管理団体でなくなった旨の届出があった政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和 6 年 2 月 2 日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成

## 1 設立の届出があった政治団体

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
すわ浩文後援会	諏訪 浩文	田中 詳二郎	薩摩川内市東郷町山田 469-3	令和5年 12月19日
中島正義後援会	中島 正義	中島 綾子	鹿児島市薬師二丁目9 -16	令和5年 12月5日

## 2 異動の届出があった政治団体

### (1) 政党の支部

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
公明党鹿児島第六 総支部	大迫 勝史	会計責任者の氏名	栄 ヤスエ	橋口 耕太郎	令和5年 12月26日

### (2) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
生き生き川内をつくる会	中村 憲志	会計責任者の氏名	脇 勝昭	秋山 誠也	令和5年 12月25日
大森忍後援会	瀬戸口 泰弘	代表者の氏名	瀬戸口 泰弘	桐原 浩	令和5年 12月7日
鹿児島県土地家屋調査士政治連盟	谷口 正美	主たる事務所の所在地	鹿児島市金生町4番10号アーバンスクエア鹿児島ビル4階	鹿児島市鳴池新町1番3号	令和5年 10月10日
夢ある明日をつくる会	宮脇 義宏	会計責任者の氏名	中馬 勝也	田中 千豊	令和5年 12月16日

## 3 解散の届出があった政治団体

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	解散年月日
海野隆平後援会	曾於市末吉町本町1-4-14	海野 隆平	令和5年11月30日
大迫かつし後援会	奄美市名瀬長浜町18-7	大迫 勝史	令和5年12月8日
稼ぐ、守る、つなぐ。これからの鹿児島の会	鹿児島市伊敷台4-18-11	岩重 鈴美	令和5年12月27日
政治塾・新しい風かごしま	鹿児島市荒田1-4-14丸田ビル2F	藤田 太一	令和5年12月13日

## 4 資金管理団体の指定の届出があった政治団体

届出をした者の氏名	代表者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
中島 正義	中島 正義	鹿児島市議会議員	中島正義後援会	鹿児島市薬師二丁目9-16	令和5年 12月1日

## 5 資金管理団体の指定の取消し又は資金管理団体でなくなった旨の届出があった政治団体 法第19条第3項第2号による届出があった政治団体

届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	取消年月日
大迫 勝史	大迫かつし後援会	令和5年12月8日